

中間技術検査実施基準（案）

（目的）

第1 この実施基準は、重要構造物工事等で、完成検査時に不可視となる部分や施工中の各段階における施工状況、出来形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認することにより、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図ることを目的とし、工事検査規定に基づく、中間検査の実施に必要な事項を定める。

（対象工事及び実施時期の指定）

第2 中間検査の対象工事及び実施時期は、原則として、特記仕様書で指定するものとする。

2 前項の他、中間検査が必要と認められる場合は、工事監督員は検査の実施について上申できるものとする。

（対象工事）

第3 中間検査の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 構造物に欠陥があることで重大な管理上の契約不適合が予想される、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与える重要構造物で、完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難と予想される工事 ※1
- (2) 原則、請負金額が5千万円以上の工事とし、**検査・技術管理室長**が必要と認めた工事 ※2
- (3) 工事担当課長及び**検査・技術管理室長**が必要と認めた工事 ※3

※1 臨時技術検査実施基準及び水道工事（5千万円以上）が該当する。なお、下水道開削・推進工事は完成検査時に出来形・品質の確認が可能であることから除く。

※2 応急工事等、進捗を急ぐ必要がある工事については、検査員の了解を得て段階確認とすることができ。

※3 工事担当課長及び**検査・技術管理室長**が必要と認めた工事とは

- 1) 著しく低価格で落札した工事
- 2) 過去に請負った工事において工事成績評定が著しく低い点数で評価を受けたことのある受注者が受注した工事
- 3) その他

但し、受注者の同意を得て中間技術検査を実施することができるものとする。

（実施時期）

第4 実施時期は監督員と受注者が協議して、工事の施工状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切にできる施工段階を選定するものとする。

（検査実施日）

第5 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告するものとする。

- 2 工事監督員は、受注者からの報告後、**検査・技術管理室長**に中間検査依頼を提出するものとする。
- 3 **検査・技術管理室長**は検査員を指定し、中間検査実施可能日以降速やかに検査を実施するものとする。

（関係資料の準備）

第6 工事監督員及び受注者は、検査に際して次に掲げる関係資料を準備するものとする。

- (1) 契約図書（契約書、設計図書）
 - (2) 施工計画書
 - (3) 工事施工協議簿
 - (4) 立会・段階確認資料
 - (5) 品質管理資料（材料承諾願、品質試験成績表、搬入材料受払簿、品質管理図表、社内検査実施報告書）
 - (6) 出来形管理資料（出来形管理図表、残土処理）
 - (7) 中間検査時での出来形図
 - (8) 工事写真
 - (9) 中間検査出来形数量調書
 - (10) その他資料（安全訓練等実施状況報告書、建設副産物、現場発生品、支給材料等）
- 2 前項の関係資料の内、中間検査出来形数量調書を検査員に提出するものとする。

（中間技術検査の方法）

第7 中間技術検査の基準は、別に定める検査技術基準によるものとする。

- 2 出来形が設計図書と不一致、不適格の場合は受注者に対して手直しを命ずるとともに、必要な指導・助言を行うことができるものとする。
- 3 検査員は、設計者又は監督員に対して指導・助言を行うことができる。

（中間技術検査の報告）

第8 検査員は中間技術検査を完了したときは、契約検査課長に報告するとともに、受注者にも通知するものとする。

（工事成績の評定）

第9 検査員は中間技術検査を行った場合は、工事成績の評定を工事成績評定基準により実施するものとする。

（出来形部分等検査との関係）

第10 中間検査の内容が出来形部分等検査に含まれる場合には、中間検査を省略することができるものとする。